

高齢者等ごみ出し困難世帯を対象とした戸別収集を実施します!

☆福知山市では、ごみステーションへのごみ出しが困難な世帯に対して、
週1回ご自宅の玄関先までごみ収集に伺います!!

※利用にあたり、戸別収集専用ボックスの購入(1,300円)及び手数料として戸別収集専用シール(110円/枚)の購入・貼付が必要です。

<<対象となる人>>

市内に住所を有し、ごみステーションにごみを排出することが困難で同居人や親族によるごみ出し支援を受けられない次のいずれかに該当する方です。

- 〈1〉要介護又は要支援の認定を受けている、または介護保険サービスを利用している人
- 〈2〉身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている、または障害福祉サービスを利用している人
- 〈3〉その他、高齢、負傷又は疾病によりごみの排出が困難な人

注意事項

- ① 本事業の利用には申請が必要です。
- ② 排出するごみは、ステーション収集と同様に本市指定ごみ袋を利用し、分別したうえで、玄関前に設置していただく市が指定した戸別収集専用ボックスへ排出してください。
- ③ 収集日については、利用決定通知時の文書をご確認ください。
※収集ルート of 作成上、収集日・収集時間は市が定める日時となりますので、あらかじめご了承ください。

詳細については、3ページ以降でご確認ください。



【本事業のご利用までの流れ】

申込み

○利用を希望する方は申請書に必要事項を記入後、ケアマネジャー、相談支援専門員等により状況確認欄記載のうえ、下記の窓口にお申込みください。
(状況確認欄の記載が困難な場合は下記の窓口までお問い合わせください。)

※申込みに関することについては、下記の窓口までお問い合わせください。

その他本事業内容に関することについては、生活環境課（電話番号：0773-22-1827）までお問い合わせください。

申請者区分	提出先(窓口)	電話番号
○要介護認定を受けている人 ○要介護又は要支援の認定は受けていないが、介護サービス事業を利用している人	高齢者福祉課	0773-24-7013
○要支援の認定を受けている人	地域包括ケア推進課	0773-48-9252
	地域包括支援センター	こちらから、ご確認ください。 
○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ○障害福祉サービスの支給を受けている人	障害者福祉課	0773-24-7017
○その他事由により戸別収集を必要とする人	社会福祉課	0773-24-7094

※申請内容確認のため、申請者に直接確認させていただく場合があります。

利用決定

○申請内容を確認し、支援事業の実施可否について文書で通知します。

収集場所の確認

○生活環境課職員が申請者のご自宅に伺い、収集場所（戸別収集専用ボックスの設置場所）を確認させていただきます。
○戸別収集専用ボックス及び戸別収集専用シールを販売します。（現金対応のみ）

※収集場所確認の際、立会が必要となります。立会いをされる方は申請者本人もしくは代理人となります。

戸別収集の開始

○申請から概ね2カ月後を目途に戸別収集を開始します。

1 本事業の目的及び概要

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加することにより、家庭からのごみ出しに課題を抱える事例も生じていることから、家庭から発生する燃やすごみ・燃やさないごみ・容器包装プラスチック類・資源ごみについて、週に1度、戸別（玄関前）収集を実施します。

2 注意事項について

(1) ごみの出し方について

○収集対象の家庭ごみ

燃やすごみ・燃やさないごみ・容器包装プラスチック類・資源ごみが対象になります。
粗大ごみ及び環境パークで処理できないごみについては対象外となります。

○ごみの分別について

「福知山市の家庭ごみの正しい分け方・出し方」に基づきごみを分別してください。

○戸別収集専用ボックスの利用について

ご自宅の玄関先に戸別収集専用ボックスを設置し、排出してください。集合住宅も可能ですが、事前に管理者の了承をとってください。

○戸別収集専用シールの購入・貼付

指定ごみ袋 1 袋につき、戸別収集手数料として戸別収集専用シール 1 枚を貼付してください。

シールの貼付のないごみ袋については、回収しません。

袋の指定がない資源ごみについては、戸別収集専用シールの貼付は必要ありません。

(2) 戸別収集専用ボックス・戸別収集専用シールの購入について

戸別収集専用ボックス及び戸別収集専用シールについては生活環境課でご購入ください。来訪が困難な場合は、生活環境課までお問い合わせください。

戸別収集専用ボックス



⇒幅600×奥行470
×高さ500 (mm)

戸別収集専用シール



戸別収集専用ボックス 1,300 円/箱

戸別収集専用シール 110 円/枚(16枚つづりでの販売となるため、1,760円からの販売となります。)

※一度いただいた購入代金につきましては、いかなる理由があっても返還することができませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 転居等による申請内容の変更について

転居等により申請内容に変更が生じた場合は、生活環境課までお申し出ください。

3 申請書の記入について

(1) 記入例(5ページ記載)を参考に申請書(福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業利用申請書)を作成してください。

(2) 状況確認欄については、担当されているケアマネジャーや相談支援専門員等に記入を依頼してください。

4 その他

本手引きに記載のない内容については、福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業実施要綱(7ページ記載)をご確認ください。

5 問い合わせ先

〒620-0913 福知山市字牧285番地

福知山市役所市民生活部生活環境課(環境パーク)

電話番号:0773-22-1827

メールアドレス:kankyou-park@city.fukuchiyama.lg.jp

令和 8 年 8 月 1 日

福知山市長

様

(申請者) 住 所 京都府福知山市牧 2 8 5 番地

氏 名 福地 太郎

(代筆者) 氏 名 福地 花子

福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業利用申請書

福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、下記の留意事項について、内容を理解した上で同意します。

利用者 情報	居 住 地	京都府福知山市牧 2 8 5 番地		
	氏 名	福地 太郎		
	生年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日	電話番号	(0 7 7 3) 2 2 - 1 8 2 7
	要件確認欄 ※上欄への チェックと 下欄のいづ れかに該当 するものに チェックす ること。	☒ 自治会等が定めたごみの集積場に家庭ごみを排出することが困難で同居人や 親族によるごみ出し支援を受けられない者 ☒ 要介護認定又は要支援認定を受けている者 ☐ 介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストの活用・実施 により、サービス事業対象者として判定された者 ☐ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 者 ☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害 福祉サービスの支給決定を受けている者 ☐ 前各号に定めるもののほか、高齢、負傷又は疾病により永続的又は一時的に 歩行や階段の昇降等に支障があり、ごみの排出が困難な人で福祉事務所長が 特に必要と認める者 ※支援を要する具体的な理由を記入してください。 		
		その他連絡先	※事業利用の可否の決定後、事前に収集場所の確認を行います。日程調整等 のため御連絡する場合がありますので本事業の利用に当たって連絡先となる方 の氏名及び連絡先を記入してください。 (氏名) 福地 花子 (電話番号) (0 7 7 3) 2 2 - 6 1 1 1	

【留意事項】

- 1 福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業実施要綱を確認し、内容を遵守して事業を利用すること。
- 2 福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業の利用の申請に当たり、市が必要に応じて事業の実施に必要な範囲で個人情報の取得及び共有を行うことを了承すること。

○福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業実施要綱

令和8年7月1日

告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体機能又は認知機能の低下等のため、自治会等が定めたごみの集積場（以下「集積場」という。）に家庭ごみを排出することが困難で、同居人や親族によるごみ出し支援を受けられない高齢者又は障害者等（以下「高齢者等」という。）に対し、家庭ごみを戸別に収集する福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 家庭から排出される一般廃棄物のうち、福知山市（以下「市」という。）が定める分別方法により分別された燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみをいう。
- (2) 施設等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設入所支援及び共同生活援助のサービスを提供する施設のほか、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設をいう。

(事業の委託)

第3条 事業は、その実施の決定等に関する事務を除き、市が一般廃棄物処理基本計画に規定するごみ収集運搬業者に委託して実施するものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、集積場に自ら家庭ごみを排出することが困難であり、かつ、同居人や親族によるごみ出し支援を受けられない高齢者等であつて、次のいずれかに該当する者とする。ただし、施設等の入所者を除く。

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けている者
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストの活用・実施により、サービス事業対象者として判定された者
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

障害福祉サービスの支給決定を受けている者

- (5) 前各号に定めるもののほか、高齢、負傷又は疾病により永続的又は一時的に歩行や階段の昇降等に支障があり、ごみの排出が困難な者で福祉事務所長が特に必要と認めるもの

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業利用申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、福知山市高齢者等ごみ出し困難世帯支援事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(収集方法)

第7条 家庭ごみの収集方法は、次のとおりとする。

- (1) 収集日時は、市長が定める。
(2) 収集場所は、利用者（前条の規定により事業の利用決定を受けた者をいう。以下同じ。）宅の玄関外側を原則とし、住環境及び利用者の要望を勘案した上で決定する。

(利用の変更)

第8条 利用者は、第5条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(利用の廃止)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに廃止する旨を市長に申し出なければならない。

- (1) 事業の利用を廃止しようとするとき。
(2) 対象者に該当しなくなったとき。

(手数料)

第10条 事業の利用に係る手数料は、福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年福知山市条例第3号）の定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。